

参考様式第1及び参考様式第2の別添3

漁業集落復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	◆ C 5 - 13 - 4	事業名	(1) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
事業概要	女川町復興まちづくり整備事業用地取得支援業務（平成29年度分事業費）		

【事業内容】

女川町では、復興計画に位置づけている「漁港の再整備と水産業の再生」を目指し、緊急対策として町管理漁港の再整備、漁業の復興対策の中核となる漁業の再建、漁業従事者の再建支援などを示し、中長期対策として水産業の新たな発展を目指すことを掲げ、漁業集落防災機能強化事業を導入するものである。

漁業集落防災機能強化事業により事業対象地を取得することとしているが、膨大な復興事業量により職員だけでは対応が困難であることから、本事業により、用地取得に関する支援業務を発注し、マンパワー不足に対応するものである。

- ・調査費（平成29年度分）

①用地関係資料整理等業務

- ・土地関係データ収集・チェック・整理業務

登記簿等資料収集、施工同意書取得情報管理、事業別リスト及び図面作成等

- ・意向確認等の発送後対応業務

買取希望等のデータ集計照合等

- ・契約関係作業業務

- ・税務関係資料作成業務

税務署事前協議資料作成、買取証明書作成等

- ・遠隔地地権者等の対応業務

土地買取説明補助、用地交渉資料の作成、各種関係機関打合せ補助等

【基幹事業との関連性】

本事業により用地取得に関する支援業務を発注することで、漁業集落防災機能強化事業の事業対象地を速やかに取得し、一日も早い漁業の復興、漁業従事者の生活再建を図るものである。

【事業費】 H29 : 77,770千円（今回申請）

H30:25,974千円（予定）

(過年度) H27 : 91,175千円（◆C-5-13-1）

H28 : 98,431千円（◆C-5-13-2、◆C-5-13-3）

全体事業費：293,350千円

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

※ この様式は、原則として、参考様式第1の別添2に記載した細要素事業名ごとに作成し、概要を示す図面を添付してください。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 25 - 20
要綱上の事業名称	(15) 住宅再建等の手続き支援、改修相談・啓発支援事業
細要素事業名	生活再建支援業務（平成29年度分事業費）
全体事業費	160,468千円（今回申請額：38,286千円）

【事業内容】

東日本大震災により、女川町において住宅被害を受けた被災住民の方々のために防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の移転補助相談・受付等の手続き及び災害公営住宅の入居相談・受付等の窓口支援業務を行うものである。

複雑な制度内容の相談・啓発・申請受付業務を実施することにより、複数の生活再建制度の中から被災住民の方々それぞれの世帯にとって、より適切な再建方法をアドバイスし、選択することで、早期の生活再建を支援するとともに、移転事業の円滑な執行に寄与する。

【基幹事業との関連性】

本事業により、防災集団移転促進事業を始めとする複数の生活再建支援制度に係る相談・啓発・受付等支援業務を発注することで、町民の早期の生活再建と円滑な事業実施を図るものである。

事業期間：平成29年4月～平成30年3月

事業内容：相談・受付支援業務の運営、実績整理

平成29年度事業費：委託料 生活再建支援業務委託 H29 : 38,286千円（民間業者委託）

H30 : 22,000千円（予定）

(過年度) H25 : 15,683千円（★D-23-25-3）

H26 : 32,314千円（★D-23-25-7）

H27 : 18,543千円（★D-23-25-11）

H28 : 33,642千円（★D-23-25-16）

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 25 - 21
要綱上の事業名称	(15) 住宅再建等の手続き支援、改修相談・啓発支援事業
細要素事業名	防災集団移転者生活再建促進事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	425,971（千円）（今回申請額：47,066千円）

【事業内容】

東日本大震災により移転を余儀なくされた世帯の移転先である自立再建団地中心部11地区及び離半島部14地区への円滑な高台移転を促進するために、契約・引渡し及び窓口対応に関する業務を行う。

①当選者管理等窓口支援業務

- ・窓口設置業務
- ・当選者及び補欠者への手続き業務
- ・管理等窓口対応業務
- ・当選者等状況資料作成業務
- ・申込受付等業務
- ・宅地状況等資料作成他業務
- ・登録情報データベース管理業務

②自立再建団地における契約・引渡し事務支援業務

- ・窓口対応業務
- ・移転先宅地貸付（分譲）に係る受付業務
- ・現場見学会の補助業務
- ・案内書の作成業務
- ・地区図及び価格一覧表の修正業務
- ・現地確認補助業務
- ・契約書類確認及び発送業務
- ・契約締結補助業務
- ・引渡し書類作成及び引渡し補助業務
- ・契約状況等資料作成業務
- ・履行状況等資料作成業務

【基幹事業との関連性】

本事業により自立再建団地の窓口・契約等支援業務を発注することで、防災集団移転促進事業で造成した高台への円滑な移転促進を図る。

事業費：H29：47,066千円（民間業者委託）

H30：50,000千円（予定）

（過年度）H25：19,950千円（★D-23-25-5）

H26：110,160千円（★D-23-25-8）

H27：97,966千円（★D-23-25-12）

H28：100,829千円（★D-23-25-17）

実施時期：平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 1 - 20
要綱上の事業名称	(1) 市街地整備コーディネート事業
細要素事業名	女川町復興まちづくり整備事業コーディネート業務（平成29年度分事業費）
全体事業費	1,743,121(千円) (今回申請額：278,100千円)

【事業内容】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成などを進めることとしている。
- 早期の復興を達成するため、復興交付金事業計画に基づき、復興交付金事業の活用による円滑な事業の実施が必要である。
- 本事業においては、被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業などの市街地整備事業間調整を行い、事業ごとの進捗状況の確認、相互調整、関係機関との連携などを行うためのコーディネーターを配置し、以下の業務を行うものである。

中心部・離半島部関連業務

- 1 総合調整（コーディネート）業務
 - (1) 総合調整業務
 - (2) 事業推進のための業務企画支援業務（中心部）
 - (3) 事業管理支援業務
- 2 復興事業推進支援業務
 - (1) 復興関連会議、住民説明会等の運営支援・資料作成
 - (2) 設計・施工関連調整業務
 - (3) 工事・用地情報等の整理・調整業務
 - (4) 区画整理事業進捗支援（中心部）
 - (5) 復興まちづくり事業に係る資料作成支援業務

事業化支援業務

- (1) 復興事業に関する検討資料作成支援
- (2) 復興事業の推進記録データ収集・整理
- (3) 防集買取地 財産管理方法、システム構築支援
- (4) 移転元地等活用方策検討資料作成支援
- (5) 事業効果把握方法検討資料作成支援

【基幹事業との関連性】

- コーディネーターを配置することにより、復興まちづくり整備事業全体のスケジュール管理を行うことで、事業の円滑な実施及び効率的な運用を図るものである。

【事業費】 H29 : 278,100千円

(民間業者委託)

H30 : 240,300千円（予定）

(過年度) H24 : 74,500千円 (★D-17-1-1)

H25 : 255,171千円 (★D-17-1-10)

H26 : 259,200千円 (★D-17-1-17)

H27 : 343,386千円 (★D-17-1-18)

H28 : 292,464千円 (★D-17-1-19)

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 60
要綱上の事業名称	(41) 観光資源発掘・PR事業
細要素事業名	復興観光PR・誘客事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	18,994千円（今回申請額：2,027千円）

【事業内容】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波により女川町は壊滅的な被害を受け、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成を図るとともに、商業・観光施設整備等の新たな町づくりを進め、平成27年3月には女川駅が再建され同年12月には駅前商業エリアが開業を迎えた。

しかし、震災の影響により町内人口が減少しており、観光面においても観光資源の流出や福島第一原子力発電所事故等の風評被害もあり、被災地女川町の観光客入込数は大幅に減少し、観光業のみならず、町全体への与える影響は大きい。

そこで、JR女川駅の再開や駅前商業エリアの整備など復興へと歩みを進める町内の現状を発信するとともに、本町最大の魅力である「秋刀魚」を軸に魅力ある魚介類、水産加工品及び新たな產品を積極的に全国に発信し、消費拡大、本町への誘客を図る。

また、復興観光パンフレットや写真パネル等を用いて、復興の歩みをより具体的にPRを行うとともに震災復興支援ツアー等を企画運営する旅行会社等へキャラバン事業を展開し、バスツアー提案等の団体客誘致を目的とした魅力をPRする。

【基幹事業との関連性】

女川町では、被災市街地復興土地区画整理事業等により市街地の再編整備を行い、商業・観光施設等を整備することとしており、本事業により、本町の魅力や復興の歩みをPRすることにより観光客を誘致し、復興まちづくりの促進を図るものである。

【事業費】 H29 : 2,027千円

(過年度) H25 : 6,172千円 (★D-17-1-14)
H26 : 4,687千円 (★D-17-6-17)
H27 : 4,032千円 (★D-17-6-30)
H28 : 2,076千円 (★D-17-6-54)

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 61
要綱上の事業名称	(19) 被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	住民主体のまちづくり活動支援事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	62,601（千円）（今回申請額：15,811千円）

【事業内容】

女川町では、町民とともに復興まちづくりを推進することを目的に、町民参加による「女川町まちづくり推進協議会」および「まちづくりワーキンググループ」を設置し、事業計画に町民の意見を反映させてきた。

平成27年度からは、町民が主体的にまちづくりに関われる体制づくりに復興のステージが移ったことから、幅広い層に対して参加の裾野を拡げ、活動テーマ毎に担い手を発掘し、その担い手を支えるチームづくりを進めてきた。

平成29年度以降は、これらの活動が持続可能な活動に発展するよう、町民同士のネットワークや多様な主体との連携を強化し、試行的な実践を重ねながら課題を発見、解決していく、「実践型学習」が必要となる。

本事業は、まちづくり活動を通じて町民が新たに誕生する住宅地や公共空間で主体的かつ継続的に活躍できるよう初動期の活動を支援するものであるが、女川町の職員だけでは、住民協働推進のためのノウハウやマンパワーが不足していることから、民間業者に以下の業務を委託し、民間のノウハウを活用した効果的なサポートを行うものである。

- ・活動ごとの担い手を中心とした実践型学習
- ・広報活動を通じた活動のプロモーションと町民への意識啓発
- ・各種協議・調整、成果報告会の開催

【基幹事業との関連性】

本事業では、まちづくり活動の実践に係る事業運営などを委託することで、民間のノウハウを活用した効果的なサポートを行うことができ、都市再生区画整理事業等により新たに誕生する住宅地、公園、公共空間における住民主体の取組みを促進し、もって住民のコミュニティ形成を円滑にするものである。

【事業費】H29：15,811千円（民間業者委託）

H30：16,000千円（予定）

（過年度）H27：15,022千円（★D-17-6-39）

H28：15,768千円（★D-17-6-56）

【事業期間】平成29年4月～平成30年3月

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 62
要綱上の事業名称	(6) 公共・公益施設整備調査事業
細要素事業名	公共施設整備事業発注者支援業務（平成29年度分事業費）
全体事業費	62,279（千円）（今回申請額：9,878千円）

【事業内容】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により全壊の被害を受けた「生涯学習センター」、「保健センター」、「子育て支援センター」、「女川町役場」の公共施設を安全な高台に配置し複合施設として復旧する計画であり、基本設計が平成28年2月に完了した。また、実施設計及び基盤整備による造成が平成28年度末に完了し、建設工事を平成29、30年度の2ヶ年で実施する予定である。

当該事業は、平成30年度までの計画としており、平成27、28年度は庁舎等整備事業に係る設計段階として、設計図書の内容検討等に係る技術的支援を受けるとともに、設備系技術職員の不足を補完するために実施してきた。

平成29、30年度は工事段階として、複合施設各々の補助金や交付金の手続きを要し、平成29年度は府内及び関係機関との打合せ、事業費の管理、補助金等関連資料の作成に係る発注者の支援をし、職員のマンパワー不足に対応するものである。

なお、各施設の面積比により事業費を按分し、「生涯学習センター」、「保健センター」、「子育て支援センター」については本事業、「女川町役場」については町単独費により実施する。

(平成29年度)

- (1) 府内及び関係機関との打合せ、説明資料作成に係る支援
- (2) 事業費の管理、補助金等関連資料（査定、申請）の作成に係る支援

(平成30年度)

- (1) 府内及び関係機関との打合せ、説明資料作成に係る支援
- (2) 事業費の管理、補助金等関連資料（申請、実績報告）の作成に係る支援

【基幹事業との関連性】

被災市街地復興土地区画整理事業により整備した公共施設用地への役場庁舎等の公共施設整備について、本事業による技術的支援を導入することにより円滑な施設整備の推進が図られ、被災市街地復興土地区画整理事業により再編整備した都市機能が増進し、本町の復興まちづくり事業全体の推進に寄与するものである。

【事業費】 H29： 9,878千円（今回申請額）

H30： 8,251千円

(過年度) H27：44,150千円（★D17-6-37）

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 63
要綱上の事業名称	(25) 市街地復興関連小規模施設整備事業
細要素事業名	防犯灯整備事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	73,650（千円） (今回申請額：11,342千円)

【事業内容】

震災による津波被害によって市街地が流失し、既存の防犯灯もすべて流失したため、地域住民の生活と道路交通の安全性を確保するために防犯灯を整備するものである。

防犯灯の設置は電柱への灯具の設置を行っているものだが、電柱が無い区間には、防犯灯が設置されず、各行政区長より海岸部の低地から高台住宅地へ続く道路が暗く安全上支障が出る旨の申し出があり、電柱への防犯灯設置のみでは対応できない地区においては、状況に応じて単管設置し、地区住民の生活安全を確保するものとし、設置状況については地区の造成完成状況により異なることから、地区ごとに明るさの状況や必要性を判断して設置検討するものとする。

今回、電柱位置の決定した地区の防犯灯設置に要する事業費を申請する。年度内に宅地供給を予定している地区についても、電柱の配置が決定次第、随時申請のうえ設置を行う予定である。

【基幹事業との関連性】

本事業により防犯灯を整備することで、都市再生区画整理事業等により新たに誕生する住宅地における住民生活と、道路交通の安全性を確保するものである。

【事業費】 H29年度：32,866千円

H30年度：1,556千円（予定）
 (過年度) H26年度：3,748千円（★D-17-3-2）
 H27年度：10,553千円（★D-17-6-33）
 H28年度：24,927千円（★D-17-6-53）

平成29年度宅地供給予定地区

- ① 西区：28灯*72,073円*1.08=2,179,487円≈2,179千円（今回申請）※NTT柱
- ② 荒立・大道②③地区：8灯*72,073円*1.08=622,710円≈622千円（今回申請）※NTT柱
- ③ 宮ヶ崎地区：(55灯*72,073円+10灯*64,073円)*1.08=4,973,124円≈4,973千円（今回申請）
※NTT柱55本、電力柱10本
- ④ 尾浦西地区：25灯*78,667円*1.08=2,124,009円≈2,124千円（今回申請）※NTT柱
- ⑤ 飯子浜地区：17灯*78,667円*1.08=1,444,326円≈1,444千円（今回申請）※NTT柱

※ 以下の地区については電柱位置未確定のため概算

- ⑥ 小乘浜地区：7灯*72,073円*1.08=544,871円≈544千円
- ⑦ 清水・日蕨地区②：40灯*72,073円*1.08=3,113,553円≈3,113千円
- ⑧ 横浦地区：20灯*78,667円*1.08=1,699,207円≈1,699千円
- ⑨ 御前浜地区（第2期）：8灯設置 2,628,000円≈2,628千円
- ⑩ 塚浜地区（第2期）：7灯設置 1,900,801円≈1,900千円
- ⑪ 竹浦北地区（第2期）：12灯設置 3,288,961円≈3,288千円
- ⑫ 飯子浜地区（第2期）：2灯設置 812,160円≈812千円
- ⑬ 尾浦西地区（第2期）：6灯設置 1,815,840円≈1,815千円
- ⑭ 桐ヶ崎地区（第2期）：5灯 2,030,400円≈2,030千円
- ⑮ 横浦地区（第2期）：13灯設置 3,695,041円≈3,695千円

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 25 - 22
要綱上の事業名称	(4) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
細要素事業名	女川町復興まちづくり整備事業用地取得支援業務（平成29年度分事業費）
全体事業費	794,567(千円) (今回申請額: 61,322千円)
【事業内容】	
<ul style="list-style-type: none">女川町では復興計画において、町民の生命・財産を守ることを第一に、安全な高台居住地への集団移転を計画し、高台用地の取得を行った。 また、災害危険区域から移転を促進するため、防災集団移転促進事業により、移転元の宅地を買い上げることとしており、買い上げた跡地を活用して、中心部においては市街地再編整備、離島部においては水産関係用地整備を行う計画となっている。防災集団移転促進事業により事業対象地を取得することとしているが、膨大な復興事業量により職員だけでは対応が困難であることから、本事業により、用地取得に関する支援業務を発注し、マンパワー不足に対応するものである。	
<ul style="list-style-type: none">調査費（平成29年度分）<ul style="list-style-type: none">①用地関係資料整理等業務<ul style="list-style-type: none">土地関係データ収集・チェック・整理業務 登記簿等資料収集、施工同意書取得情報管理、事業別リスト及び図面作成等意向確認等の発送後対応業務 買取希望等のデータ集計照合等契約関係作業業務税務関係資料作成業務 税務署事前協議資料作成、買取証明書作成等遠隔地地権者等の対応業務 土地買取説明補助、用地交渉資料の作成、各種関係機関打合せ補助等②【石浜地区】物件調査・算定・点検業務<ul style="list-style-type: none">補償物件の調査算定業務	
【基幹事業との関連性】	
<ul style="list-style-type: none">本事業により用地取得に関する支援業務を発注することで、防災集団移転促進事業の事業対象地を速やかに取得し、一日も早い被災者の生活再建を図るものである。	
【事業費】 <u>H29 : 61,322千円 (今回申請)</u>	
<p>H30 : 25,974千円 (予定) (過年度) H25 : 381,381千円 (★D-23-25-2) H26 : 171,668千円 (★D-23-25-6) H27 : 93,537千円 (★D-23-25-10) H28 : 60,685千円 (★D-23-25-18)</p>	
【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月	

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類□

事業番号	★ D 23 - 25 - 23
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	高台住宅地整備加速化事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	191,418千円 (今回申請額：14,838千円)

【事業内容】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形形成などを進めることとしている。
- 現在、平成31年度に宅地引渡しを予定している堀切山地区において切土工事を進めているところであるが、通常の重機では掘削できない硬い岩の出現により、大型重機による掘削のほか爆薬を併用して、標準的な基礎深さ（50cm程度）までの掘削を行っている。
- また、宅地引渡し後に宅地部分の掘削を行った場合、大型重機乗り入れによる道路盤の破損や掘削の振動による道路側溝等の破損が想定され、また、付近には医療施設も隣接していることから振動や破損等、施設への影響も懸念される。
- よって、本事業では、宅地供給後に高台移転者が住宅再建を円滑に行えるよう、宅地引き渡し前に標準的な基礎深さまでの掘削・敷き均し転圧を行うものである。
- 今回、堀切山地区の掘削及び敷き均し、転圧に係る事業費を申請するもの。
- ほぐしを実施する区画に空きは生じていない。なお、対象地区の状況は下記のとおり。

防集宅地の空き状況

対象地区	防集宅地	契約済み	意向確認済み	空き宅地
女川地区	58(30)	57(29)	1(1)	0(0)
宮ヶ崎地区	9(8)	0(0)	9(8)	0(0)
堀切山地区	8(8)	0(0)	8(8)	0(0)

※()は、内ほぐし対象宅地

【基幹事業との関連性】

- 本町中心部の高台住宅地については、区画整理事業により宅地造成を行い、防災集団移転促進事業で完成宅地の取得を行い、震災により住宅を失った方の高台移転先団地とする計画である。
- 本事業で標準的な基礎深さまでの掘削・敷き均し転圧を行うことにより、移転者に対し早期に住宅再建できる宅地を供給するものである。

【事業費】 H29 : 14,838千円（都市再生機構）（堀切山地区）

(過年度) H27 : 105,483千円（★D-23-25-13）（女川地区）
H28 : 71,097千円（★D-23-25-15）（宮ヶ崎地区）

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類□

事業番号	★ D 17 - 6 - 64
要綱上の事業名称	(11) 飲用水供給施設・排水施設整備事業
細要素事業名	女川町（中心部）被災市街地復興土地区画整理事業排水施設整備事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	1,975,373千円 (今回申請額：779,174千円)

【事業内容】

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成などを進めることとしている。
- ・早期の復興を達成するため、復興交付金事業計画に基づき、復興交付金事業の活用による円滑な事業の実施が必要であり、本町では、被災した市街地の再編整備のため、被災市街地復興土地区画整理事業を実施するものである。
- ・本事業においては、平成25年3月に事業認可を取得した女川町被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域内において、盛土エリアにおける下水道管の撤去が必要となることから、切り回しのための仮設浄化槽の設置を行うものである。
なお、下水道事業の災害復旧事業において管渠の撤去を行うこととなるが、仮設浄化槽の設置費用は補助対象外となっている。
- ・また、中心部地区の汚水については、観光交流エリアを始点として国道398号浦宿女川線に沿って埋設している流域下水道に集水し、流域処理場で処理している。
当該観光エリアは、東日本大震災により地盤沈下し、今後約2～3mの盛土を計画しているが、盛土工事による土圧で既設の流域下水道管が破損する恐れがあることが調査により確認されたため、流域下水道の管理者である宮城県と協議、工法を検討した結果、原因者負担による機能確保が必要となり、補強（ライナー）工事に要する費用を追加するものである。

【基幹事業との関連性】

- ・本事業により、切り回しのための仮設浄化槽の設置及び流域下水道管渠の補強を基幹事業と一緒にすることで、被災市街地復興土地区画整理事業の促進を図るものである。

【事業費】

○平成28年度までにおいて設置した仮設浄化槽に係るリース費用及び平成29年度において新規設置する仮設浄化槽に係る事業費を申請するもの。

H29 :	291,526 千円	(都市再生機構)
H30 :	283,549 千円	(予定)
(過年度) H25 :	100,000 千円	(★D-17-6-4)
H26 :	115,480 千円	(★D-17-6-13)
H27 :	379,540 千円	(★D-17-6-35、D-17-6-36)
H28 :	317,630 千円	(★D-17-6-50)

○盛土工事に起因する流域下水道管渠の補強

H29 : 487,648 千円 (都市再生機構)

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごと

に作成してください。

- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類□

事業番号	★ D 17 - 6 - 65
要綱上の事業名称	(7) 市街地整備事業予定地区のがれき除却・撤去事業
細要素事業名	女川町中心部市街地整備予定地区既設構造物等撤去事業業務委託（平成29年度分事業費）
全体事業費	2,086,420千円（今回申請額：82,168千円）

【事業内容】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成などを進めることとしている。
- 本事業においては、平成25年3月に事業認可を取得した女川町被災市街地復興土地区画整理事業整備予定地区において、既設構造物等の除却・撤去を行うものである。
- 今回、平成29年度に工事を実施する清水及び小乗浜地区の既設構造物等の除去・撤去に要する事業費を申請するもの。

【基幹事業との関連性】

- 本事業により、女川町被災市街地復興土地区画整理事業整備予定地区の既設構造物等の除却・撤去を行うことで、その事業推進を図るものである。

【事業費】 H29 : 82,168千円（都市再生機構）

H30 : 26,389千円（予定）

(過年度) H25 : 368,308千円（★D-17-6-2）

H26 : 610,943千円（★D-17-6-23、★D-17-6-24）

H27 : 574,800千円（★D-17-6-34）

H28 : 423,812千円（★D-17-6-45、★D-17-6-46）

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類□

事業番号	★ D 17 - 6 - 66
要綱上の事業名称	(4) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
細要素事業名	女川町（中心部）被災市街地復興土地区画整理事業業務委託（平成29年度分事業費）
全体事業費	5,520,498千円 (今回申請額：1,152,234千円)

【事業内容】

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成などを進めることとしている。
- ・早期の復興を達成するため、復興交付金事業計画に基づき、復興交付金事業の活用による円滑な事業の実施が必要であり、本町では、被災した市街地の再編整備のため、被災市街地復興土地区画整理事業を実施するものである。
- ・本事業においては、女川町（中心部）被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る各種調査設計、換地設計、測量業務等を行うものである。
- ・なお、本町の土地区画整理事業では、事業計画書に基づき公共施設整備費や補償費などについては基幹事業で、測量設計費については、効果促進事業で申請を行うものである。

【基幹事業との関連性】

- ・中心部被災市街地復興土地区画整理事業の事業実施に伴う詳細設計、換地設計及び測量業務等を実施することにより、住宅地整備及び公共施設整備等の復興まちづくりの促進を図るものである。

【事業費】 H29 : 1,152,234 千円 (都市再生機構)

平成27年度 (H25年度復興庁繰越分 (当初分)) 538,514千円

平成28年度 (H26年度復興庁繰越分 (当初分)) 613,720千円

H30 : 1,358,934 千円 (予定)

(過年度) H25 : 1,406,300 千円 (★D-17-6-3)

H27 : 834,000 千円 (★D-17-6-26、D-17-6-27)

H28 : 769,030 千円 (★D-17-6-49)

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類□

事業番号	★ D 17 - 6 - 67
要綱上の事業名称	(4) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
細要素事業名	女川町（中心部）被災市街地復興土地区画整理事業業務委託（平成29年度分事業費）
全体事業費	5,520,498千円 (今回申請額：1,152,234千円)

【事業内容】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成などを進めることとしている。
- 早期の復興を達成するため、復興交付金事業計画に基づき、復興交付金事業の活用による円滑な事業の実施が必要であり、本町では、被災した市街地の再編整備のため、被災市街地復興土地区画整理事業を実施するものである。
- 本事業においては、女川町（中心部）被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る各種調査設計、換地設計、測量業務等を行うものである。
- なお、本町の土地区画整理事業では、事業計画書に基づき公共施設整備費や補償費などについては基幹事業で、測量設計費については、効果促進事業で申請を行うものである。

【基幹事業との関連性】

- 中心部被災市街地復興土地区画整理事業の事業実施に伴う詳細設計、換地設計及び測量業務等を実施することにより、住宅地整備及び公共施設整備等の復興まちづくりの促進を図るものである。

【事業費】 H29 : 1,152,234 千円 (都市再生機構)

平成27年度 (H25年度復興庁繰越分 (当初分)) 538,514千円

平成28年度 (H26年度復興庁繰越分 (当初分)) 613,720千円

H30 : 1,358,934 千円 (予定)

(過年度) H25 : 1,406,300 千円 (★D-17-6-3)

H27 : 834,000 千円 (★D-17-6-26、D-17-6-27)

H28 : 769,030 千円 (★D-17-6-49)

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類□

事業番号	★ D 17 - 5 - 3
要綱上の事業名称	(4) 被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
細要素事業名	女川町宮ヶ崎被災市街地復興土地区画整理事業業務委託（平成29年度分事業費）
全体事業費	436,682千円 (今回申請額：89,934千円)

【事業内容】

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、女川町においては、中心市街地において壊滅的な被害を受けたところであり、平成23年9月に策定した女川町復興計画に基づき、高台住宅団地の整備及び移転、中心市街地の集約化によるコンパクトな市街地形成などを進めることとしている。
- ・早期の復興を達成するため、復興交付金事業計画に基づき、復興交付金事業の活用による円滑な事業の実施が必要であり、本町では、被災した市街地の再編整備のため、被災市街地復興土地区画整理事業を実施するものである。
- ・本事業においては、女川町宮ヶ崎被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る各種調査設計、換地設計、測量業務等を行うものである。
- ・なお、本町の土地区画整理事業では、事業計画書に基づき公共施設整備費や補償費などについては基幹事業で、測量設計費については、効果促進事業で申請を行うものである。

【基幹事業との関連性】

- ・宮ヶ崎被災市街地復興土地区画整理事業の事業実施に伴う詳細設計、換地設計及び測量業務等を実施することにより、住宅地整備及び公共施設整備等の復興まちづくりの促進を図るものである。

【事業費】 H29 : 89,934 千円 (都市再生機構)

(過年度) H25 : 146,778 千円 (★D-17-5-1)

H28 : 199,970 千円 (★D-17-5-2)

【事業期間】 平成29年4月～平成30年3月

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 6 - 68
要綱上の事業名称	(37) 震災・復興記録の収集・整理・保存
細要素事業名	復興まちづくり情報発信コンテンツ作成事業（平成29年度分事業費）
全体事業費	79,083（千円）（今回申請額：12,483千円）

【事業内容】

女川町の復興まちづくり事業は、平成25年5月に本格着工し、造成工事は順調に進捗している。今後は、高台移転先の進捗状況はもとより公園などの公共施設や商業エリアの進捗状況などの詳細な情報を提供することにより人口流出の抑制、駅を中心とした生業再建を円滑に誘導、促進していくことが必要である。そのためには、リアルタイムな情報に随時更新するとともに、復興のステージに合わせたコンテンツを提供する必要がある。

本事業は、上記目的において、まちづくり事業の進捗がわかるコンテンツ類（パネル、映像、音声等）を作成し、工事の進捗状況に加えて、町民や町内企業の復興に向けた過程等を発信することで、復興まちづくりで得た教訓・経験を伝承し、防災意識の向上に活用していくものである。

- ・展示パネルの追加
- ・復興まちづくりコンテンツ作成
(映像コンテンツ、音声コンテンツ、デジタルコンテンツ)

【基幹事業との関連性】

本事業では、まちづくり事業の進捗状況や住民によるまちづくりへの取組み等に係る情報発信を強化することにより、人口流出の抑制と生業再建の促進を図り、被災市街地復興土地区画整理事業を始めとする復興まちづくりを促進させていくものである。

【事業費】H29 : 12,483千円

H30 : 13,000千円（予定）
(過年度) H25 : 33,224千円（★D-23-25-4）
H26 : 10,700千円（★D-17-6-16）
H27 : 3,600千円（★D-17-6-29）
H28 : 6,076千円（★D-17-6-52）

【事業期間】平成29年4月～平成30年3月

しそこの様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。